

下記和解の趣旨のとおり、相手方仲川は奈良市に対し解決金3,000万円を支払い、相手方■■■らも奈良市に対し解決金3,000万円を支払う。

奈良市は相手方仲川及び相手方■■■らによる、解決金全額の支払いをもって、本件訴訟における相手方仲川及び相手方■■■らに対するその余の請求を放棄する。

3 和解の趣旨

(1) 令和4年(ワ)第55号事件

- ① 相手方仲川は、奈良市に対し、本件(奈良地方裁判所令和4年(ワ)第55号損害賠償請求事件の請求原因に係る奈良市と相手方との紛争一切をいう。以下同じ。)の解決金として3,000万円の支払義務があることを認める。
- ② 奈良市と相手方仲川は、令和5年4月25日、前項の金員のうち397万7,539円の支払債務と、奈良市の相手方仲川に対する令和3年12月、令和4年6月及び同年12月の期末手当に相当する同額の預り金返還債務とを対当額で相殺する。
- ③ 相手方仲川は、奈良市に対し、第1項の金員のうち前項による相殺後の残額2,602万2,461円を、令和5年6月30日限り、支払う。
- ④ 奈良市及び相手方仲川は、本件に関して、公になっている事実を除き、正当な理由なくみだりに第三者に口外しないことを相互に約束する。
- ⑤ 奈良市はその余の請求を放棄する。
- ⑥ 奈良市及び相手方仲川は、奈良市と相手方仲川の間には、本件に関し、この和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- ⑦ 訴訟費用は各自の負担とする。

(2) 令和4年(ワ)第56号事件

- ① 相手方■■■らは、奈良市に対し、本件(奈良地方裁判所令和4年(ワ)第56号損害賠償請求事件の請求原因に係る奈良市と相手方らとの紛争一切をいう。以下同じ。)の解決金として3,000万円の支払義務があることを認める。
- ② 相手方■■■らは、奈良市に対し、前項の金員のうち1,000万円を令和5年6月30日限り、支払う。

- ③ 相手方■■■らが前項の金員を支払ったときは、奈良市は、奈良市を債権者、相手方■■■らを債務者とする大阪地方裁判所令和4年（ヨ）第36号債権仮差押命令申立事件を取り下げる。
- ④ 相手方■■■らは、第1項の金員のうち2,000万円を、前項の取下げの日から起算して30日後の日限り、連帯して支払う。
- ⑤ 相手方■■■らが、前項の金員を支払ったときは、奈良市は、奈良市を債権者、相手方■■■らを債務者とする大阪地方裁判所令和4年（ヨ）第35号不動産仮差押命令申立事件を取り下げる。
- ⑥ 相手方■■■らは、奈良市が第3項の事件について立てた担保（奈良地方法務局令和3年度金第570号をもって供託した金1,040万円及び同令和3年度金第572号をもって供託した金460万円）及び前項の事件について立てた担保（奈良地方法務局令和3年度金第569号をもって供託した金415万円及び同令和3年度金第571号をもって供託した金185万円）の各取消しに同意し、奈良市と相手方■■■らは、各取消決定に対し抗告しない。
- ⑦ 奈良市及び相手方■■■らは、本件に関して、公になっている事実を除き、正当な理由なくみだりに第三者に口外しないことを相互に約束する。
- ⑧ 奈良市はその余の請求を放棄する。
- ⑨ 奈良市及び相手方■■■らは、奈良市と相手方■■■らとの間には、本件に関し、この和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- ⑩ 訴訟費用は各自の負担とする。

4 和解の理由

前件訴訟において確定した判決に従い損害賠償金の全額を回収するべく本訴訟を進めてきたところ、奈良地方裁判所から買収地の早期取得によって免れた財政負担及び新斎苑供用により生じた収入増加といった利益その他の事情を考慮して和解案及び和解条項案の提示がなされたことから、本市においても供用開始以降の市や市民の経済的な利益や便益等の諸事情を総合的に考慮することとし、上記のとおり和解し、その余の請求を放棄しようとするものである。

